

秋田県告示第347号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和4年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1（1） 調査を行った者の名称
大館市
- （2） 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
- （3） 測量及び調査を行った地域
大館市松木の一部
- （4） 実施年度及び認証面積
令和2年度及び令和3年度
0.10平方キロメートル
- （5） 認証年月日
令和4年7月29日
- 2（1） 調査を行った者の名称
大館市
- （2） 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
- （3） 測量及び調査を行った地域
大館市松木、沼館の一部
- （4） 実施年度及び認証面積
令和2年度及び令和3年度
0.75平方キロメートル
- （5） 認証年月日
令和4年7月29日